

2021年版不正貿易報告書新規掲載予定案件概要一覧(案)

番号	国名	案件名	措置等の内容	WTO協定その他国際ルール上の問題点
1	インドネシア	カーペット及び敷物類に対するセーフガードの調査	2020年6月10日、インドネシア政府が、カーペット及び敷物類(Carpets and other textile floor coverings)について、SG調査を開始。7月14日、政府意見書を提出。7月20日、公聴会において意見を表明。9月21日、インドネシア政府が損害の認定についてWTO・SG委員会に通報。10月9日、補償協議を要請。	GATT及びSG協定に不整合の懸念がある。
2	インド	懸濁重合型PVC樹脂に対する日印CEPAに基づく二国間セーフガードの調査	2020年9月8日、インド商工省商務部が、懸濁重合型PVC樹脂(PVC Suspension Grade Resin)について、日印CEPAに基づく二国間SG調査を開始する旨、官報において公示。利害関係者の登録及び意見書提出期限を10月7日に設定。(CEPA上義務付けられた二国間の書面通報なし。) 懸濁重合型PVC樹脂に対する現関税率は0.7%、WTO譲許税率は10%。 9月22日、在インド大使館からの督促に応じ、インド政府が日本政府宛て二国間通報発出。 在インド大使館がインド商工省貿易総局とビデオ会議を実施。意見表明・補償協議(日印CEPA第23条4(c))の開催を要請。 インド商工省商務部より、利害関係者登録及び意見書提出について、11月1日までの延長が認められる。	日印CEPA協定に不整合の懸念がある。
3	インド	EPA原産地規則手続強化	2020年8月21日、インド財務省歳入局(Department of Revenue)が、貿易協定上の原産品判定にかかると新規規則(the Customs (Administration) of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules, 2020)を官報公示。9月21日施行。新規規則5.5(b)においては、「輸入者が提出した情報や資料に基づいて原産品判定基準を満たさないことが証明された場合、追加の検認なしで、税関は特惠関税の申請を否認できる。」とされている。新規規則4.(a)及び5.(1)、(2)においては、輸入者に対して、原産地基準が満たされていることを示す関連情報を保持すること、また、輸入国税関の要求に応じてこれらの情報を提供する義務が課されている。	新規規則の運用次第では日印CEPA協定に不整合な形での特惠関税の否認が懸念される。
4	南アフリカ	熱延鋼板類に対するセーフガードの延長調査	2016年3月24日、南アフリカ政府が、熱延鋼板類(Certain flat-rolled products of iron, non-alloy steel or other alloy steel)について、SG調査を開始。日本政府は政府意見書を提出し、公聴会にて意見を表明。2017年8月11日、南アフリカ政府が3年間のSG課税を発動(1年目12%、2年目10%、3年目8%)。2020年7月24日、南アフリカ政府が延長調査を開始し、同年7月31日付でWTOに通報。8月7日、1年間の措置の延長決定について国内向けに公告(WTO未通報)。9月14日、南アフリカ国際貿易管理委員会(ITAC)が企業向けに、措置延長決定は未了であり、3年間の延長を検討している旨の重要事実の開示レターを通知。9月25日、日本政府はITACに政府意見書を提出。	SG協定に不整合の懸念がある。

以上